

抗議声明

不当判決弾劾！中山喜弘さんの亀山運輸区職場復帰まで断固闘う！

本日、名古屋地方裁判所は、中山喜弘さんのうどん屋への配転撤回を求めて闘ってきた「中山裁判」【平成20年(ワ)第5344号就労義務不存在確認等請求事件】で、不当にも原告の請求を「棄却」する判決を下した。

われわれは、この不当判決に満腔の怒りを込めて断固抗議すると共に、直ちに控訴し、闘うことを宣言する。

中山喜弘さんは、平成20年7月17日、ワンマン列車を運転中、基本動作の取扱いに対して、亀山運輸区坂下区長の突然の指摘により、日勤教育、再審査不合格のもとに、うどん屋に配転させられた。

会社の理不尽な扱いに対して、中山喜弘さんは、平成20年10月10日、名古屋地方裁判所に提訴した。

しかし、名古屋地方裁判所は、われわれの主張を一切認めずに、本日「棄却」した。

この判決は、会社の主張のみを追随し、何の真実を明らかにしようとしていない。むしろ、最初から結論ありきの判決である。

ふざけるのもいい加減にしろ！

当初、職場では、運転士から基本動作の変更は、問題があるので、従来通り右手で指差確認が黙認されていた。にもかかわらず、会社は、突然、中山さんを指摘し、乗務を降ろし、日勤教育を行うことで見せしめにし、挙げ句の果てにうどん屋に配転したのだ。

平成20年7月17日は、JR東海労名古屋地本が、会社が加藤誠二さんを窃盗事件をデッチ上げ、不当解雇に対する抗議集会を開催する日であった。

であるから、坂下区長は、まさにその日の抗議集会にあわせて、狙い撃ちに添乗し、中山さんへの指摘を企図したのだ。

すなわち、労働組合破壊である。

しかし、裁判所自らは、会社に追随し、労働組合破壊に手を貸したのだ。まさに司法の反動化だ。

われわれにかけられた弾圧の嵐はなお続く。

われわれは、加藤誠二さん、美世志の仲間にかかけられた弾圧を跳ね返す闘いと連動させ、さらに闘いを強化し、中山喜弘さんの配転無効・亀山運輸区職場復帰まで断固闘う。

2010年2月4日
JR東海労働組合
名古屋地方本部